

在宅患者訪問薬剤管理指導 居宅療養管理指導 } に関するフローチャート

保険薬局

在宅患者訪問薬剤管理指導または居宅療養管理指導のサービス提供に関する説明

* 診療情報提供料250点(自己負担分)
が月1回請求される旨も保険薬局で説明(処方せん発行に従い)

患者・家族の同意または居宅療養管理指導の契約

「訪問薬剤管理指導指示依頼・変更書」ダウンロード

記入後に医事課に郵送
(返信用封筒・切手を同封)

医事課

処方せん発行医師に「訪問薬剤管理指導情報提供及び指示書」の作成を依頼(患者窓口)

処方せん発行医師

「訪問薬剤管理指導に係る情報提供及び指示書」を作成する

医事課

「訪問薬剤管理指導に係る情報提供及び指示書」を電子カルテに保存(スキャン)後、保険薬局に郵送

コピー

薬剤部

処方せん発行毎に、「訪問薬剤管理指導」を明記する

保険薬局

訪問薬剤管理指導実施

「訪問薬剤管理指導等に係る報告書」作成

薬剤部にFAX後、薬剤部に郵送

スキャンセンター

電子カルテに「訪問薬剤管理指導等に係る報告書」を保存(スキャン)